

# 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

〈2026年1月1日〉

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(滋賀県指定 第2571300199号)

当事業所は、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容について次のとおり説明します。

## 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 野洲慈恵会
法人所在地	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1340番地1
電話番号	077-586-5444
代表者氏名	理事長 奥村義一
設立年月日	平成2年11月29日

## 2. 指定介護予防短期入所生活介護事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防短期入所生活介護
指定番号	滋賀県 第2571300199号

### (1) 事業所の目的

介護予防短期入所生活介護は、介護保険法の規定にもとづき、要支援状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(2) 事業所の名称 ショートステイサービスぎおうの里

(3) 事業所の所在地 滋賀県野洲市富波甲1340番地1

(4) 電話番号 077-586-5444

(5) ファックス 077-586-5159

(6) 管理者 北山雅也

(7) 運営方針

本事業の運営に当たっては、日本国憲法第25条、老人福祉法および介護保険法の基本理念にもとづき利用者の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を行う。

(8) 開設年月日 平成18年4月1日

(9) 利用定員 20人(指定短期入所生活介護含む)

(10) 開設日 年中無休

(11) サービス提供時間 24時間

ただし、利用者の入所対応時間は、午前8時00分から午後4時00分までとします。また、退所対応時間は、午前9時00分から午後7時00分までとします。

- ①入所対応時間 施設送迎の場合：午前9時00分から午前10時30分まで  
家族送迎の場合：午前8時00分から午後4時00分まで
- ②退所対応時間 施設送迎の場合：午後4時00分から午後5時00分まで  
家族送迎の場合：午前9時00分から午後7時00分まで

(12) 居室等の概要

当事業所は、以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は、全室1人部屋です。

居室の変更：ご利用者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	20	ユニット型個室
共同生活室	各ユニットに1	
浴室	//	一般浴槽（個人浴槽）・特殊浴槽
脱衣室	//	
医務室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たっては、介護保険法で定められた利用料の他に滞在費のご負担が必要です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対し、介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（介護老人福祉施設含む）（令和6年4月1日現在）

職種	員数	常勤		非常勤		指定基準
		専	兼	専	兼	
施設長（管理者）	1		1			1
生活相談員	1		1			1
介護職員	25	12		13		看護職員と合わせ 入所者3人ごとに 1以上
看護職員	4	2	1		1	

機能訓練指導員						看護職員と兼務
管理栄養士または 栄養士	1		1			

#### 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長（管理者）	勤務時間 8：30～17：30
介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員（2ユニット） 日 中 5人 夜 間 1人
看 護 職 員	標準勤務時間 9：00～18：00

#### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

##### （1）サービスの概要

送 迎	施設入退所時に、希望があればご自宅への送迎を実施いたします。ご自宅以外への送迎を行うことはできません。原則として、お迎え時間は9時～10時頃、お送り時間は16時～17時頃になります。ご希望時間の送迎には対応しかねる場合があります。ただし台風等により警報が発令された場合は、上記以外の時間になることもあります。その際には事前にご相談の上、送迎を実施します。
入 浴	入浴または清拭を週2回行います。 入浴は、一般浴・特殊浴があります。
食 事	管理栄養士または栄養士が栄養管理を行い、ご利用者の身体の状態に配慮した食事を提供します。 原則として、ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただきますが、利用者の希望や心身の状況を踏まえ、場所と時間については相談に応じます。 食事時間 朝食8:00より 昼食12:00より 夕食18:00より
排 泄	介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、ご利用者の身体能力を配慮した援助を行います。
健康管理	看護職員が健康管理を援助します。
生活相談	ご利用者の生活上の相談に応じます。
レクリエーション	レクリエーションプログラムに従って実施します。

その他の自立への支援	利用者の自立に向けて、介護予防短期入所生活介護計画を立案し計画に基づいて可能な限り適切な介護を行います。寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容ができるよう援助します
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録を所定の手続きの上閲覧できます（複写物を必要とする場合には費用をご負担いただきます）。
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
その他	利用者からの負担が適当であると認められるものや、利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合などに、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金等は実費になります。

## （２）サービス利用料金

別紙のとおりです。

## （３）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、利用料金は退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者及び家族の都合により中途退所を希望した場合
- ・健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・インフルエンザやノロウイルス等の感染症と診断された場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

## （４）支払方法

原則的には、別途契約した口座からの引き落としとさせていただきます。

前記（１）（２）の料金・費用は、翌月の２０日までに請求し、翌月２３日頃に指定口座から引き落としますので、請求分を口座に準備してください。

お支払いいただきましたら、領収書を発行します。

## ５．サービスの利用方法

介護予防サービス計画作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターまたは介護支援専門員とご相談下さい。

## ６．契約の終了について

（１）利用者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から契約の終了を申し出ることができます。その場合には、契約終了日を事前に文書でお申し出ください。ただし、以下の場合には、文書でお申し出いただくことにより、直ちに契約を解除することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約）

以下の事項に該当する場合は、事業者は契約終了日の1ヶ月前までに利用者に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ②事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ③事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(3) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。

- ①利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合や、利用者の病気、入院、または介護予防特定施設への入所等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 以下の事項に該当した場合は、契約は自動的に終了となります。

- ①利用者が介護予防特定施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

7. サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する以下のハラスメント（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。



## 1 1. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

ショートステイサービスぎおうの里

滋賀県野洲市富波甲1340番地1

電話 077-586-5444

FAX 077-586-5159

苦情解決責任者 北山雅也

苦情受付担当者 藤井尚美

\*また、意見箱を設置していますのでご利用下さい。

#### ○第三者委員

当施設では苦情等の解決に当たり、中立的な立場で解決の支援を行う第三者委員を設置しております。第三者委員は定期的に施設を訪問しており、訪問時に苦情や要望などの相談をすることができます。また直接電話にて相談をすることもできます。

(第三者委員の氏名や電話番号等は施設内に掲示しております)

○受付時間 毎日 8時30分 ~ 17時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

野洲市健康福祉部 介護保険課	所在地 野洲市小篠原2100-1 電話 077-587-6074
守山市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 守山市下之郷3-2-5 電話 077-582-1127
近江八幡市福祉子ども部 高齢福祉介護課	所在地 近江八幡市土田1313 電話 0748-33-3511
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5-9 電話 077-510-6605 (苦情)
滋賀県運営適正化委員会	所在地 草津市笠山7丁目8-138 電話 077-567-4107

上記以外にも各市町村において苦情受付窓口があります。

## 1 2. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業は実施していません。

## 1 3. その他

この重要事項説明書は大切に保管してください。

本書面に基づいて、施設のサービス内容について重要な事項を説明しました。

重要事項説明日 令和 年 月 日

事業者 滋賀県野洲市富波甲1340番地1  
ショートステイサービスぎおうの里  
管理者 北山雅也 印

説明者 所属 ショートステイサービスぎおうの里

氏名 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

本人 住所

氏名

代理人 住所

氏名

本人との続柄等 ( )